

平成24年度 新司法試験論文式試験 選択科目 - 倒産法 第2問

〔第2問〕（配点：50）

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事 例】

金属製品のリサイクル業等を営むA株式会社（以下「A社」という。）は、債権者50社に対して総額約10億円の負債を負っていたことから、破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるとして、平成23年5月30日に再生手続開始の申立てを行ったところ、同日に監督委員として弁護士Xが選任された上、同年6月3日に再生手続開始の決定を受けた。

〔設 問〕 以下の1及び2については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

1. A社は、平成23年1月21日、その主要な取引銀行であるB銀行から1億円の融資を受けるに当たり、その担保として、B銀行に対し、取引先のC株式会社（以下「C社」という。）外10社に対する金属製品の販売に係る売掛金債権をそれぞれ譲渡した。その際、対抗要件の具備については留保し、B銀行がA社を代理して譲渡通知を行うことができる旨の委任がA社からB銀行にされた。

B銀行は、A社が再生手続開始の申立てを行ったことを受け、同年6月1日、上記の売掛金債権の譲渡担保について確定日付のある証書による債務者らに対する譲渡通知をしたものの、C社に対する売掛金債権については、この譲渡通知を行うことを失念していた。B銀行は、同月13日になってこれに気付いたことから、同日、C社に対し、当該売掛金債権につき確定日付のある証書によって譲渡通知をするとともに、同月15日には、C社から確定日付のある証書による承諾も、取得した。

以上の場合において、A社がB銀行に対してC社に対する売掛金債権がA社に帰属することを主張することができるかどうかについて、B銀行の譲渡通知及びC社の承諾がそれぞれ再生手続上どのように取り扱われるかを踏まえて、論じなさい。

2. A社は、財産評定を完了し、平成23年7月29日、裁判所に対し、財産目録及び貸借対照表を提出した。これらによれば、A社の再生手続開始の時点における資産総額は、3億円であり、共益債権、一般優先債権及び破産手続において清算するための費用等を控除して算定した予想破産配当率は、10%とされていた。Xが調査を進めたところ、A社について、主要な取引先であるD株式会社（以下「D社」という。）から再生債権である未払の売掛金を即時に弁済しなければ新規の取引を全て打ち切る旨を告げられたため、やむを得ず、再生手続開始後財産評定前の段階で、D社に対し、裁判所に無断で、500万円の弁済をしていたという事実が当該財産評定後に判明した。

なお、当該財産評定においては、上記の500万円の弁済後の資産が計上されていた。

その後、A社は、同年8月29日、裁判所に対し、再生計画案を提出した。当該再生計画案における権利の変更の一般的基準の要旨は、次の から までのとおりであった。

再生債権の元本並びに再生手続開始の決定の日の前日までの利息及び遅延損害金の合計額のうち、10万円までの部分は、免除を受けず、10万円を超える部分は、再生計画の認可の決定が確定した時にその95%の免除を受ける。

再生手続開始の決定の日以後の利息及び遅延損害金は、再生計画の認可の決定が確定した時に全額の免除を受ける。

権利変更後の債権額のうち、10万円までの部分は、再生計画の認可の決定が確定した日から2か月以内に支払う。

権利変更後の債権額のうち、10万円を超える部分は、均等額で5回に分割し、平成24年から平成28年までの間、毎年7月末日限り、支払う。

以上の事実関係を踏まえ、裁判所がA社の提出した再生計画案を決議に付すかどうかを判断するに当たり、どのような法律上の問題点があるかを論じ、あわせて、XがA社に対してどのような是正措置を採るように勧告すべきかについて、論じなさい。

【解答例】

第1 設問1について

A社は、平成23年6月13日に、売掛金債権に対する譲渡担保の設定について、C社に対して、確定日付ある証書による譲渡通知をしている。また、同月15日には、C社から確定日付のある証書による承諾を取得している。これらの対抗要件具備行為は、いずれも再生手続開始決定後になされたものである。そこで、A社は、B銀行がこれらの対抗要件具備行為の効力を、再生手続との関係で主張できず、したがって、C社に対する売掛金債権がA社に帰属すると主張することが考えられる。

1 確定日付ある証書による譲渡通知について

再生手続開始決定後になされた確定日付ある証書による譲渡通知の効力については、明文の規定はない。

しかし、45条1項本文は、「不動産又は船舶に関し再生手続開始前に生じた登記原因に基づき再生手続開始後にされた登記又は不動産登記法第105条第1号の規定による仮登記は、再生手続の関係においては、その効力を主張することができない。」とする。これは、再生債務者が、債権者に対し、公平かつ誠実に財産の管理処分権限を行使して再生手続を遂行する義務を負う点で、第三者的地位を有することから、権利の変動等に対抗要件を要する権利は、再生手続開始の時点で対抗要件を備えなければならないこと、また、再生手続開始決定は、再生債務者の財産に対し一種の包括的な差押えの効力を有することから、開始決定

一見すると対抗要件否認の問題ととらえてしまいがちですが、C社に対する売掛金債権についての対抗要件具備行為は、いずれも開始決定後になされている点で、否認の問題にはなりません。

才口千晴・伊藤眞監修
「新注釈民事再生法
(上) [第2版]」249頁，
山本和彦「民事再生手
続における所有権留保
の取り扱い」金融商事
判例1361号71頁，判
例タイムズ1332号61
頁。

後に登記や登録をしてもその効力は再生手続との関係では認められないことを受けて規定されたものである。45条1項本文がこのような趣旨に基づく以上、同条は、対抗要件を必要とする権利の変動一般に適用されるべきであり、登記又は仮登記に限定されるべき理由はない。したがって、平成23年6月13日になって、B銀行がA社を代理して行ったC社に対する確定日付ある証書による譲渡通知に対しても、45条1項本文が類推適用されるべきである。

そして、45条1項但書は、善意でなされた対抗要件具備行為の効力を例外的に認めているが、B銀行による一連の債権譲渡通知は、A会社が平成23年5月30日に再生手続開始の申立てを行ったことを受けてなされたものであるとともに、特にC社に対する譲渡通知は、申立から2週間後に通知漏れに気づきなされたものであることから考えると、C社に対する譲渡通知がなされた平成23年6月13日当時、B銀行は再生手続開始決定を当然に認識していたと考えられるので、B銀行は手続開始について悪意であるといえる。

よって、B銀行は確定日付ある証書による譲渡通知の効力を、A社に主張することができない。

2 確定日付ある証書による承諾について

もっとも、B銀行は、平成23年6月15日に、C社より確定日付ある証書による承諾を取得している。この場合、再生債務者の行為によらないで対抗要件を具備したといえるため、45条1項を類推適用することはできない。しかし、44条1項は、45条1項本文と同様の趣旨に基づき、再生債務者の行為によらない再生手続開始後の権利取得の効力を否定しているところ、確定日付ある証書による承諾についても、対抗力ある権利取得を可能にする点で、再生手続開始後の権利取得というべきであるから、同条が適用されるべきである。

よって、B銀行は確定日付ある証書による承諾の効力を、A社に主張することができない。

3 C社に対する売掛金債権の帰属

以上よりすれば、C社に対する売掛金債権を目的とする債権譲渡担保権の設定は、再生手続との関係で再生債務者に対抗できず、A社は、B銀行に対して、C社に対する売掛金債権がA社に帰属することを主張することができる。

第2 設問2について

1 付議決定に際しての検討すべき法律上の問題点

再生計画案の提出があったとき、裁判所は、169条1項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該再生計画案を決議に付する旨の決定をする。A社により提出された再生計画案については、169条1項3号所定の174条2項各号に掲げる要件に該当しないかが問題となる。

(1) 500万円の偏頗弁済の事実が存在する点について

A社が裁判所に無断で500万円を弁済した行為は、85条1項に違反する点で、「再生手続が法律の規定に違反するとき」(174条2項1号)に該当する。特に、当該行為は、一部の債権者に対する偏頗弁済であり、再生計画に従い公平平等な満足を受けることを原則とする民事再生法に対する重大な違反行為である。また、その金額も500万円と高額である。したがって、裁判所は、500万円の偏頗弁済の事実が存在する状態で、再生計画案を決議に付することはできない。

監督委員Xとしては、「不備を補正」(174条2項1号)させるべく、A社に対して、D社から500万円の返還を受けるといった是正措置を勧告すべきである。

(2) 一般的基準 について

基準 では、再生債権の元本並びに手続開始決定日の前日までの利息及び遅延損害金の合計額中、10万円を超える部分は、再生計画の認可決定が確定した時にその95%の免除を受けるとされている。他方、A社の予想破産配当率は10%とされているところ、基準 によれば、高額債権者の大半が10%の弁済を受けることができないと考えられる。これは、清算価値保障原則(174条2項4号)に違反し、169条1項3号に該当する。Xとしては、基準 について、全ての債権者が10%の弁済を受け得る内容に是正するよう勧告を行うべきである。

伊藤眞「破産法・民事再生法(第2版)」804頁参照。

(3) 一般的基準 について

開始決定日以降の利息及び遅延損害金に関する請求権も再生債権とされ(84条2項)、再生計画による権利の変更は、再生債権者間では平等でなければならない(155条1項本文)。そうすると、これらの請求権の全額免除を内容とする基準 は、平等原則に違反しないかが問題となる。しかし、開始決定日以降の利息及び遅延損害金に関する請求権については、劣後的取扱いをすることができ(155条1項但書)、また、これらの請求権については、議決権も認められない(87条2項)。したがって、これについて、再生計画の認可の決定が確定した時に全額免除するとしても、平等原則には違反せず、169条1項3号に該当しない。

伊藤眞「破産法・民事再生法(第2版)」778頁、松下淳一「民事再生法入門」127～129頁参照。

(4) 一般的基準 について

少額の再生債権を早期に弁済することで、債権者の数を減らし、再生計画の履行コストを低減させることができる点で、平等原則の例外として認められている(155条1項但書)。したがって、平等原則には違反せず、169条1項3号に該当しない。

伊藤眞「破産法・民事再生法(第2版)」778頁、松下淳一「民事再生法入門」127～129頁参照。

(5) 一般的基準 について

再生計画にもとづき債務の履行が猶予される場合、原則として、再生計画認可決定確定から10年以内に、その債務の期限を定めるものとされている(155条3項)。10万円を

超える部分について、均等額で5回に分割し、5年以内に支払う旨定めることは適法であり、169条1項3号に該当しない。

以上

伊藤眞「破産法・民事再生法」779頁、松下淳一「民事再生法入門」127～129頁参照。